

# 令和元年度の指導監査における指導・指摘事項

## 事例 1

## 訪問介護

## 報酬請求

サービス提供記録に訪問介護の予定時間のみ記録されていた。また、訪問介護計画と実績の時間が恒常的に異なる利用者が散見された。

### 【根拠】

・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 36 号）

（以下「老企第 36 号」）第 2 の 2（4）

- ① 訪問介護の所要時間については、実際に行われた指定訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画において位置づけられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間とすること。
- ② 略
- ③ 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、指定訪問介護を実際に行った時間を記録させるとともに、当該時間が①により算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者に、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行わせるものとする。（以下略）

### 【改善状況】

- ・ サービス提供記録の様式を変更し、実績時間を記入するよう改善した。
- ・ 訪問介護計画と実績が恒常的に異なる利用者については、介護支援専門員に変更連絡済みかどうか再確認し、該当の訪問介護計画を変更した。

## 事例 2

## 訪問介護

## 報酬請求

特定事業所加算の要件である、サービス提供責任者からの留意事項の文書による伝達が行われていると認められなかった。  
(業務申し送りノートで情報伝達を行っていたが、サービス提供責任者からの伝達か業務申し送りが分からない状況があった。)

### 【根拠】

・老企第 36 号 第 2 の 2 (13) ①

#### ハ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

同号イ(2)(ニ)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その動向の変化を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

### 【改善状況】

- ・上記の内容を踏まえた用紙を作成し、サービス提供責任者から文書による情報伝達を行うこととした。
- ・サービス提供責任者専用の伝達ノートを作成し、新規利用者の情報や担当者会議の内容等を訪問介護員に伝達することとした。また、訪問介護員が確認印を押印することとした。

※本事例の他に、特定事業所加算に係る個別の研修計画・研修実施記録や、緊急時等における対応方法の明示に不備が見られる事例があるのでご注意ください！

### 事例 3

通所介護

短期入所生活介護

特定施設入居者生活介護

介護老人福祉施設

報酬請求

個別機能訓練計画の目標、実施方法、実施内容の記録が不十分であった。

(実施方法が「週に〇回可動域訓練を行う」といった記載内容にとどまっている、実施内容の一部記入漏れ 等)

#### 【根拠】

- ・通所介護…老企第 36 号 第 2 の 7 (11) ⑤

個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。なお、通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えるものができるものとする。

- ・短期入所生活介護…指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 40 号）  
（以下「老企第 40 号」）第 2 の 2 (9) ③

#### 【参考】

通所介護、地域密着型通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について  
（平成 27 年老振発 0327 第 2 号）

## 事例 4

介護老人福祉施設

報酬請求

看取り介護加算について、入所者に関する記録を活用した説明資料の作成とその写しの提供が行われていなかった。

### 【根拠】

・老企第 40 号 第 2 の 5 (29) ③

質の高い看取り介護を実施するためには、多職種連携により、入所者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努めることが不可欠である。具体的には、施設は、看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過、施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、入所者等の理解が得られるよう継続的な説明に努めることが重要である。加えて、説明の際には、入所者等の理解を助けるため、入所者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供すること。

## 事例 5

共通

運営基準

利用者の負傷等の事故発生時に、家族等に連絡した記録に一部漏れがあった。

### 【根拠】

- ・鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（以下「居サ条例」）

別表第1の1の表 事故等への対応の項 第2号 他

利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記載すること。

- ・基準省令第37条第2項

※介護サービス事業所において、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故、個人方法の漏えい（疑い含む）が発生した場合は、速やかに県（長寿社会課／中部福祉保健局／西部福祉保健局）へ電話又はファクシミリ（様式不問）で第一報をお願いします。

事故処理の区切りがついたところで、郵送、電子メール又はファクシミリで「介護保険事業者事故報告書」の送付をお願いします。

詳細は、「介護保険事業者における介護事故発生時の報告要領」を御確認ください。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/206649.htm>